

練習は小學時代の後期或は中學時代に於て敢へて遅くはないと思ひますが水に親しませるは、幼少の時代の方から行せる方がよいかと思ひます(完)

## 個人主義の弊

鹽野奇零

この個人主義なるものは、多少よい所もあり、所謂天上天下唯我獨尊で、我は我なり、自主獨立決して他人の干渉をうけないと云ふ氣風で、天涯地角到るところ青山あり、父母妻子兄弟親屬なども自分より重くはない、自分の欲するところは何者にも妨げられないといふ考であります、思ふにこの個人主義の發展は、各人平等の憲法となり、萬里絶域に領土を擴めたところの原因であらうかと思はれます、日本は元來この個人主義とは正反對の家族制度の國で、新民法も殆んど兩主義を折衷したやうな主義をとつてあります、然るに泰西文物の輸入と共にこの個人主義といふものが、追々行はれて來ることは確かなことで、又現に行は

れつゝありますから、その弊害を知つておくことは甚だ必要なこと、思ふのであります。第一、個人主義は申すまでもなく家族主義又は國家主義とは反對であります、自分より他のものは見ないのであるから、國家のために生命財産を擲つやうなことは甚だ薄い、この主義の極端なのは共和政治ですが、共和政治の國に於ては、兵士や軍人の愛國心は、君主政體のそれよりも遙に薄いので、随つて戦闘の關係に於ても弱いといふことは、今日の定論といつても宜しいのです、日露戰爭に於ても、露國は君主獨裁の國であります、歐羅巴に發達して來た所の極端な個人主義が、其の國人の間に浸染して、生命あつての物種である、國家は自己の利益のためにあるのである、などといふ考が兵士軍人の間に抱かれてゐるので、自然と戦闘に弱いことになつたのであります、之はひとり露國ばかりではない、個人主義の盛んな國はこれから戰爭はだん／＼弱くならうといふことは、斷定しても宜しいのです、つまり個人主義の第一の弊害は、非國家主義になるといふことです。

第二、個人主義のためには、家庭の結合力は、殆んど破壊されてしまふのです、歐羅巴では、婚姻といふことは一の合名會社の組織ともいふべき有様なので、婚姻契約又は夫婦財産契約といふ、二つの甚だ了解し難い觀念があります、平易に言へば、二つの財産を所有したものが一緒に住むといふのが、あちらの婚姻状態の簡單なる言ひ表しなので、婚姻して後も、夫がひとり樂をする譯にいかぬ、妻も同等の樂みを要求するので、夫のために妻が自分の身心を犠牲にすることは毫もないのであります、又夫婦が自分の生兒に對する愛情も甚だ薄いので、日本の母は、朝から夕まで自分の子を膝下におかないと氣がすまないのです、西洋の母は、寝るときになつて僅かに接吻してやる位です、飯をたべる時も、外出する時も殆んど親子の愛情といふものは、日本のそれとは全く相違して居る、つまり我は我、子供は子供、子供は別の財産主體なのであります、日本人の我々には、錢は父が所有して居るものときまつて、子供が別の財産主體であるなどの考はなかつたのです、ま

た西洋では、父母が自分の個人的の安樂を欲するために、兒童を生むことを制限します、避妊、墮胎などの恐るべき罪惡も行ひます、これも全く個人主義の結果です、こんなことで家庭の結合力といふものが、極めて弱いものとなつて仕舞ふのであります、我は日本に男女同權といふことを主張する女子教育家もあると聞いて居りますが、男女同權は個人主義から起つて居るもので、個人主義と家庭主義と反對して居る以上は、男女同權は成立しないのです、西洋にては根本の主義が違ふのです、然るに日本の今日に於て男女同權を唱へるのは、大に間違つて居ること、思ひます。

第三、傭者と被傭者との關係に就て弊害があります、日本には主従三世といふ位で、容易ならぬ深い關係ですが、西洋では個人平等、被傭者だとてなかく、頭が高いのです、この結果は工業の發達に非常なる關係がありまして、所謂被傭者同盟、即ち職工同盟とか職工組合といふものが總て發達して居るのみならず、一方には一切不從順といふことが蔓延して居るので、亞米利加などの下女や

下男が、非常に不従順なることは社會上の驚くべき現象です、別して工場などに於ける職工の不従順は非常なもので、日本にては主人が工場に來ると、濟まないといふので職工は鉢巻をとるのですがあちらでは主人の方から職工どもの機嫌を伺つて帽子を脱ぐといふ有様である、かくの如き儲者被儲者間の惡關係は、要するに個人主義の結果であります。

まづ以上は個人主義に伴へる社會上の主なる弊害であります、我が國は個人主義の諸外國と交通が盛んなので、かような主義が大層蔓延して來るやうですから、將來の教育方針を定むるには最も深き研究を要すること、思ひます。

## 兒童の恐怖心

樂 天 子

恐怖といふことは兒童には早くから現れる、所の感情であつて、始めは兒童の自然に持つて居ると、この性質によりて何か恐れるやうです。夫から段々と種々の經驗を積むに従ひ、自分の智力に訴へたる恐怖を生ずるやうになります、試みに恐怖の起る原因を區別して説明して見ませう。

第一の原因とも見るべきものは遺傳であります、例へば他の動物

でいふて見ると、鶏の雛が、まだ鷹を見たことがないのに、始めてこれを見て恐怖するやうな類は、遺傳によるといふより外はありません、小兒に就て見ても別段の理由もないのに暗黒の外を恐れたり、又は馬を見て恐れたりするのがある、どうも之が何のためであるか分らぬことがあるのは、其の原因が遺傳にあるといふより外はありません、即ち一個人の生活の中の經驗からは説明が出来ない由であつて、何か人類が現今の發達をなすまでの間に恐怖するやうな理由があつて、其の性質が生れながらに備はつたものと考へるよりほかはありませぬ。

第二の原因は兒童の無知識なることです、例へば海岸に立つて波の寄るのを見るときに、實際波が自分の所まで來ないことは明白であるのにこれを恐怖しますのは、畢竟兒童が無知識であつて考へが足りないから餘計の心配をするのでせう、其の他にも大人から見ればつまらないことで、少しも恐るゝに足りないことまでも恐るゝのは決して少なくはないのです。

第三の原因は身體が虛弱であるといふことです、一體に身體が弱いものは、何かの刺戟を受けたときに、非常に感じ方の強いものであります、夫がために恐怖を起すことも亦甚だしいのであります、つまり身體の虛弱のために、神経が過敏に傾いて居るのであります、之も亦我々の注意を要することであると思はれます。

第四の原因は兒童の經驗であります、例へば今兒童が燈光に手を觸れました爲めに、手を火傷したといふ經驗がありますと、其の後は燈光に近づくことを恐れるやうになります、これは實に自然の勢であります、この類のものは、即ち經驗のために生じたる恐怖であつて、つまり理窟になつて居るものであると思はなければなりません、大人にても之と同様なことがあります、君子が危きに近よらないのは、經驗上危いことを認めたからで、兒童が一度經驗上危いことを認めた場合に之に近寄ることを恐れるのはこの部類に屬します。